

宗教法人運営のための 法律入門

宗教法人の管理運営 1



宗教法人の人的組織

宗教団体は、宗教法人となることによって、経済的社会的基盤を確立させることが可能となります。宗教法人は、宗教団体の活動を保障し、促進させることによって、一層その使命を迫及し易くなるわけです。そして、適正な管理運営を行うことが要求され、その為の人的組織が必要となります。宗教法人の意思を決定する機関として3名以上の責任役員を、その決定を執行する機関として1名の代表役員をおかなければなりません。さらに、責任役員代務者、代表役員代務者、仮責任役員、仮代表役員が規定されています（宗教法人法第18条以下）。これらのほかに宗教法人は、議決・諮問・監査・その他の機関を設けることが認められています。

管理運営上の一般原則

宗教法人法は、これらの機関が管理運営を行う際に守らなければならない一般原則を定めています（宗教法人法第18条5項、6項）。宗教法人は、営利を目的とする会社とは異なり、教義を広めたり、儀式を行ったり、信者を教化育成したりと、本来公益性の高いものです。宗教団体は、法人となることによって自主的に活動できる反面、その活動における責任を明確にして、その公益性・公共性に配慮することが求められます。

<第1の原則> 宗教法人を管理運営するにあたっては民法や刑法等の法令に違反してはなりません。また、宗教法人の規則にも従わなければなりません。単立の宗教法人を除いて、包括宗教法人の規則や規程にも従わなければなりません。

<第2の原則> 宗教法人は、宗教上の規約・慣習・伝統を十分考慮し、その業務や事業の適切な運営を図らなければなりません。宗教法人が保護管理する財産は、他の目的に使用したり、濫用したりしないようにしなければなりません。

<第3の原則> 代表役員の権限は、責任役員（会）の議決に拘束されますけれども、代表役員や責任役員の権限は、当該役員の宗教上の機能に対する、いかなる支配権、その他の権限を含むものではありません。